

件 名	平成30年度組織改正（案）について																
経過・現状 政策課題	<p>○ 少子高齢化や人口減少社会の進展により、本市を含む地方公共団体を取り巻く社会経済情勢が変化している中、さまざまな分野において市民ニーズも多様化、高度化している。</p> <p>○ こうした状況に柔軟に対応し、堺市マスタープランに掲げる本市のめざすべき将来像の実現に向けた持続可能な都市経営を図るためには、引き続き、そのリーディングプロジェクトである「堺・3つの挑戦」のほか、「市民が安心、元気なまちづくり」と「都市内分権の推進」に重点的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>○ これらの取組の実現に資する簡素で効率的な組織体制を構築するため、これまで「重要施策の推進体制の強化」「喫緊の課題への対応」「組織のスリム化・合理化」を基本的な方針として、組織体制を整備してきた。</p>																
対応方針 今後の取組 （案）	<p>○ 平成30年度についても、「重要施策の推進体制の強化」「喫緊の課題への対応」「組織のスリム化・合理化」を念頭に置き、組織改正に取り組む。</p> <p>○ 4月1日からの新たな組織での事務執行に向け、今後、堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）のほか関係例規の整備を行う予定である。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性センターの教育委員会事務局からの移管と 男女共同参画推進担当部長の部組織化（市民人権局） ・ 耐震化推進室の課組織化（建築都市局） ・ 救急部の新設（消防局） <p style="text-align: right;">など</p>																
効果の想定	<p>市民サービスの維持・向上に資する効率的かつ効果的な行政運営の確保が可能となる。</p> <p>【組織数の比較】</p> <table border="1" data-bbox="475 1644 1406 1823"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年4月1日</th> <th>平成30年1月1日</th> <th>改正案（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22（－）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>88</td> <td>89</td> <td>90（＋1）</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>315</td> <td>310</td> <td>311（＋1）</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 平成30年1月1日の組織数は、市税事務所統合に伴う組織改正後の数値</p> <p>・ 改正案の増減数は、平成30年1月1日の組織数と比較した数値</p> <p>・ 部には担当部長を、課には担当課長を含む。</p>		平成29年4月1日	平成30年1月1日	改正案（増減）	局	22	22	22（－）	部	88	89	90（＋1）	課	315	310	311（＋1）
	平成29年4月1日	平成30年1月1日	改正案（増減）														
局	22	22	22（－）														
部	88	89	90（＋1）														
課	315	310	311（＋1）														
関係局との 政策連携	全庁																

平成 30 年度 組織改正の概要（案）

1 全体方針

少子高齢化や人口減少社会の進展により、本市を含む地方公共団体を取り巻く社会経済情勢が変化している中、さまざまな分野において市民ニーズも多様化、高度化しています。

こうした状況に柔軟に対応し、堺市マスタープランに掲げる本市のめざすべき将来像の実現に向けた持続可能な都市経営を図るためには、引き続き、そのリーディングプロジェクトである「堺・3つの挑戦」のほか、「市民が安心、元気なまちづくり」と「都市内分権の推進」に重点的に取り組んでいく必要があります。

本市では、これらの取組の実現に資する簡素で効率的な組織体制を構築するため、これまで「重要施策の推進体制の強化」「喫緊の課題への対応」「組織のスリム化・合理化」を基本的な方針として、組織体制を整備してきたところです。

平成30年度についても、これらの方針を念頭に置き、市民サービスの維持・向上に向け、より一層効果的かつ効率的な行政運営の確保に資する組織体制を構築するため、4月1日付けで次のとおり組織改正に取り組むこととしました。

2 組織改正の概要

市民人権局

《組織改正案 1 頁》

- 男女共同参画社会の形成をより一層推進するため、教育委員会事務局から「女性センター」を移管し、「男女共同参画センター」に改称するとともに、組織体制の強化を図るため、男女共同参画推進担当部長を「男女共同参画推進部」に部組織化します。
- 併せて、生涯学習に関する取組との連携を強化するため、男女共同参画推進部に市民生活部から「生涯学習課」及び「公民館」を移管します。

建築都市局

《組織改正案 2 頁》

- 既存建築物の耐震化の促進をはじめ、今後、増加する老朽建物や特定空家等、既存建築物の安全の確保に資する施策をより一層推進するため、耐震化推進室を「建築防災推進課」に課組織化します。

消防局

《組織改正案 3 頁》

- 年々増加している救急需要への対応など、救命率の向上を図るとともに、大規模災害等への対策など、高度化、専門化する警防業務により一層効果的かつ効率的に対応するため、新たに「救急部」を設置し、同部に警防部から「救急課」を移管します。
- 併せて、救急部には、堺市立総合医療センターに併設し、救急課が運用している「救急ワークステーション」を課相当組織として新設します。

教育委員会事務局

《組織改正案 4頁》

- ・ 学力向上等の教育課題の解決に向けた取組や、学校教育活動との関わりが深化・多様化する図書館等の取組を迅速かつ効果的に推進するため、教育次長（局長級）2人のうち指導担当の教育次長に代え、学校に関わる専門事項や教職員人事について企画調整等を行う「教育監」（局長級）を設置します。これに伴い、管理担当の教育次長が所掌する事務を変更し、教育次長と教育監のそれぞれの強みを生かした事務局の管理体制の強化を図ります。
- ・ 市民人権局に「女性センター」を移管します。（再掲）

3 待機児童対策の体制の強化

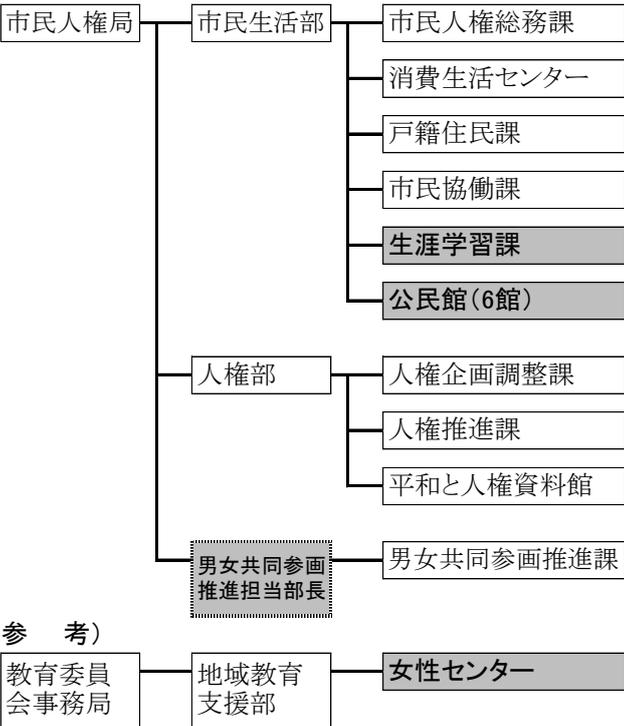
安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに向け、4月1日付けで子ども青少年局子育て支援部に待機児童対策を担当する部長級の理事のほか必要な職員を配置し、待機児童解消に向けた取組をより一層推進します。

平成30年度 組織改正（案）

(市民人権局)

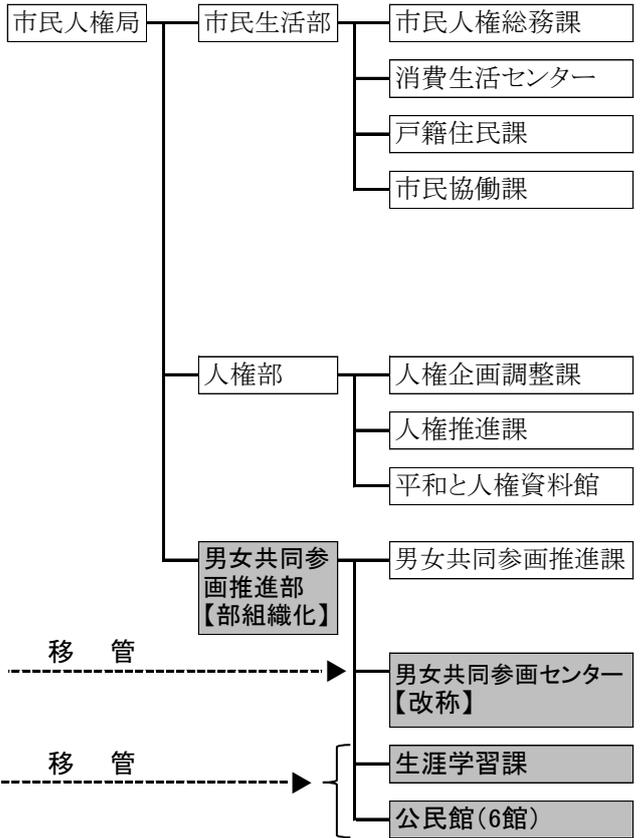
《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



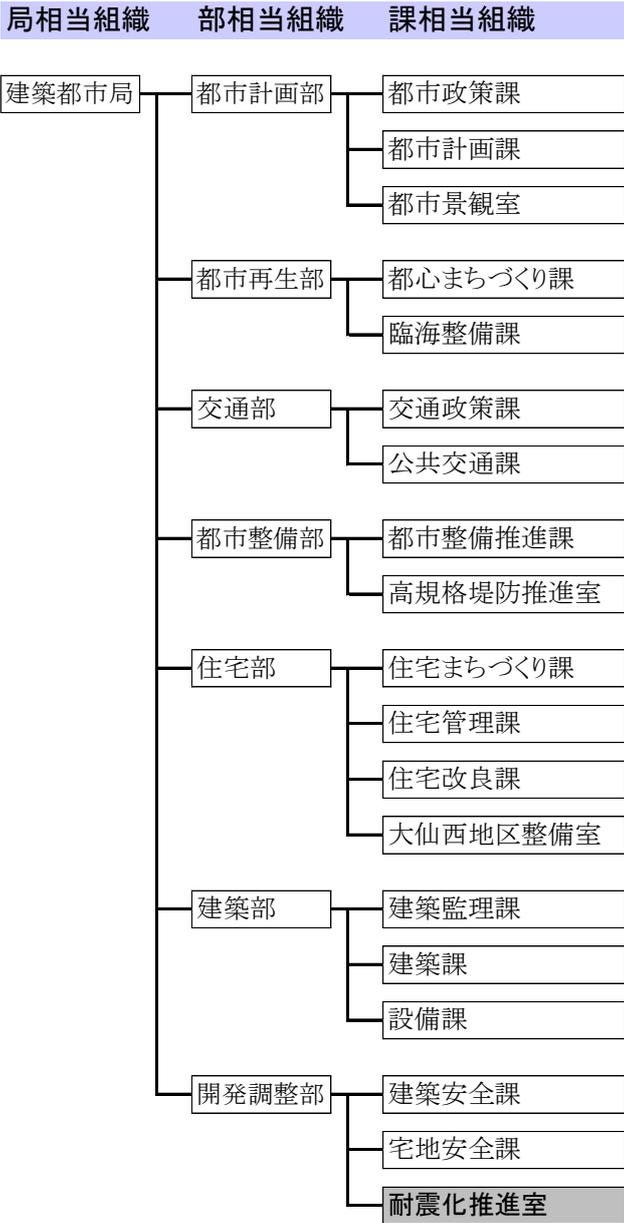
《 改正案 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織

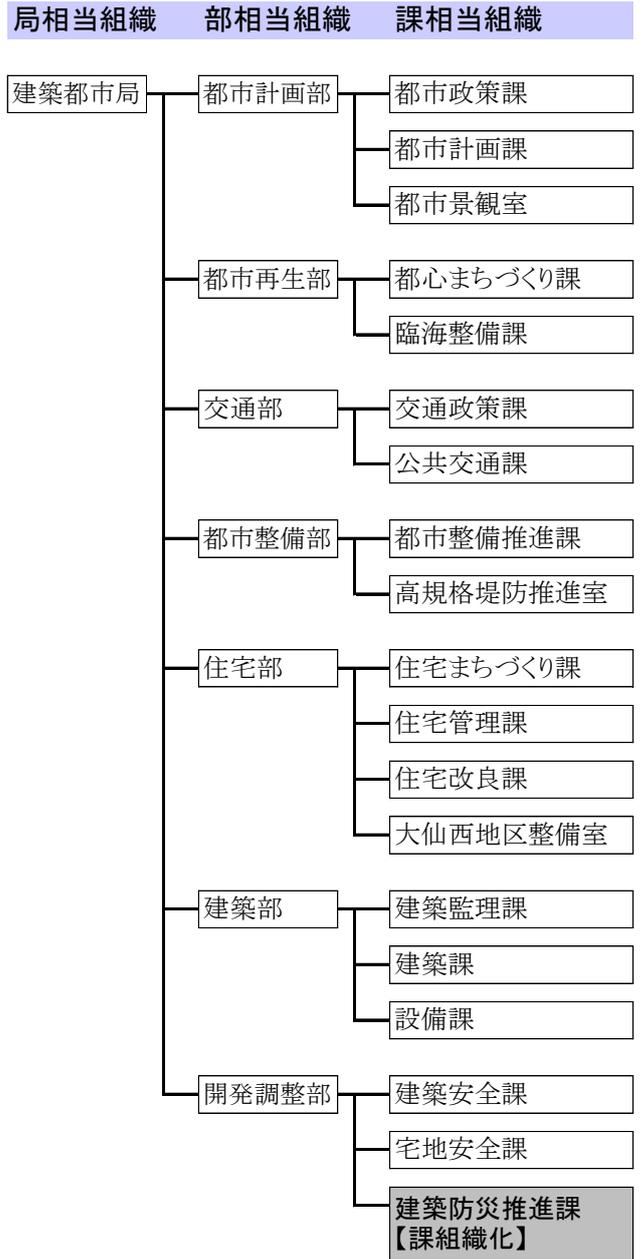


(建築都市局)

《 現 行 》



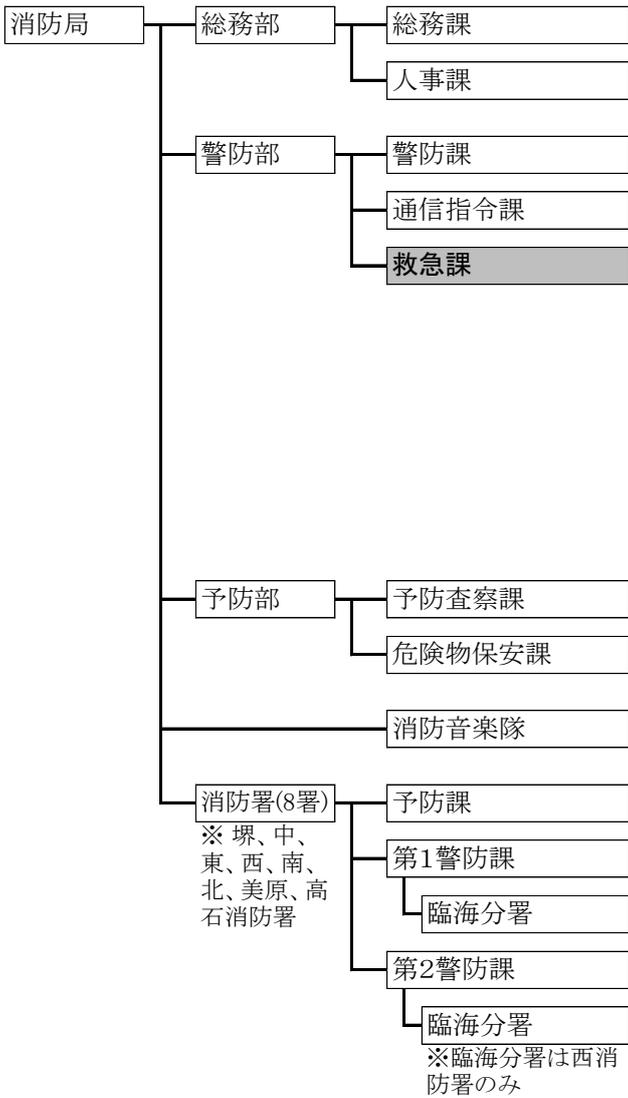
《 改正案 》



(消防局)

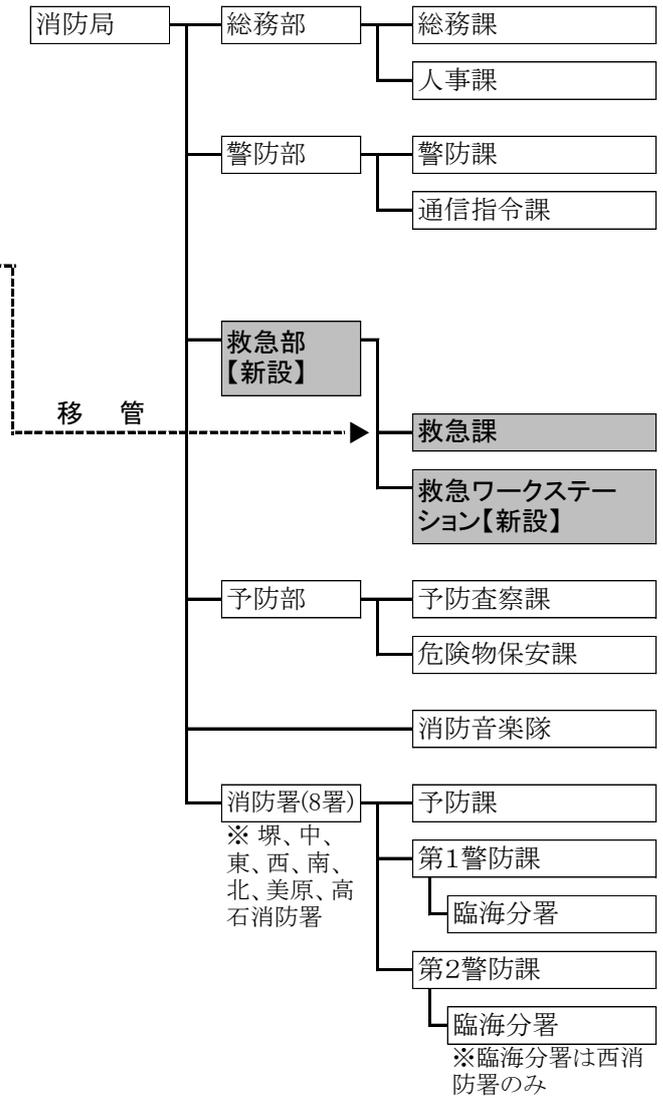
《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



《 改正案 》

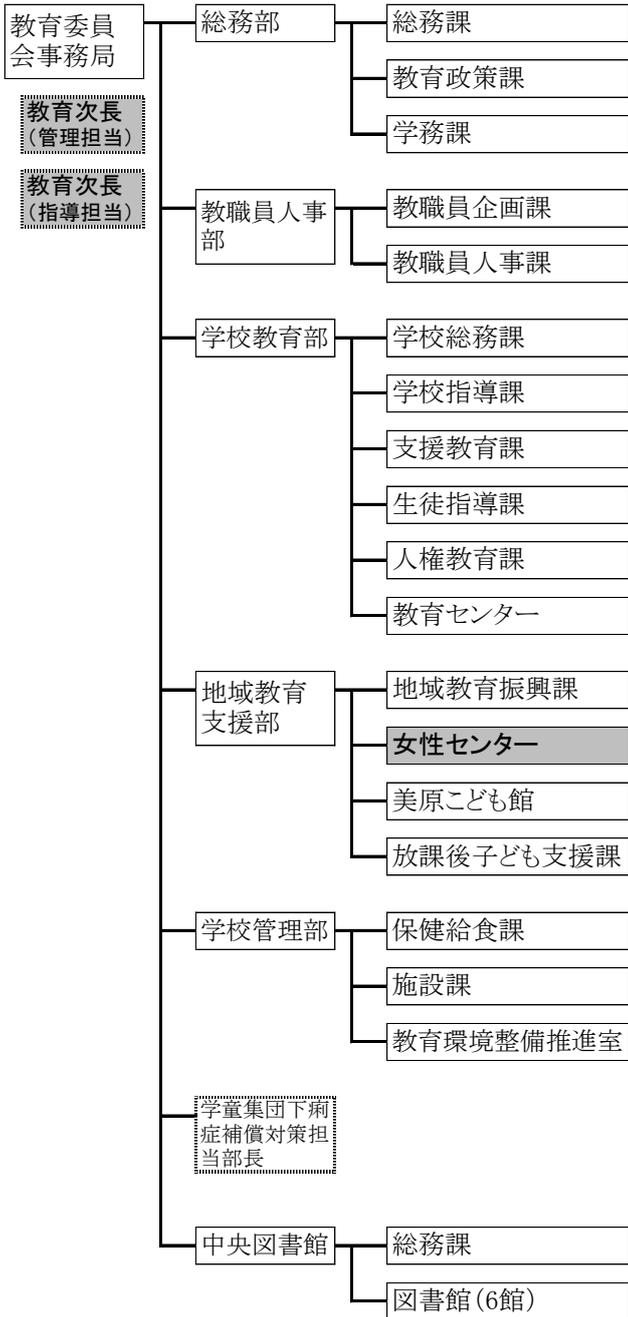
局相当組織 部相当組織 課相当組織



(教育委員会事務局)

《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



《 改正案 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織

